

表題部所有者の登記のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和７年４月２日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

１ 手続番号

- (１) 第４１００－２０２４－００３６号
- (２) 第４１００－２０２４－００３８号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (１) 男鹿市船越字寺後５５番
- (２) 男鹿市船越字船越２７２番

３ 地目

- (１) 墓地
- (２) 墓地

４ 地積

- (１) ３９６平方メートル
- (２) ６４７平方メートル

５ 表題部所有者として登記すべき者の名称及び住所

主たる事務所 男鹿市船越字船越２７３番地
名 称 圓應寺

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 2 日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 3 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
男鹿市船越字寺後 6 5 番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
2 4 7 平方メートル
- 5 表題部所有者として登記すべき者の名称及び住所
主たる事務所 男鹿市船越字船越 2 6 7 番地
名 称 宗教法人龍門寺

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 2 日

秋田地方法務局 登記官 伊 藤 博 美

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 3 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
男鹿市船越字船越 2 8 7 番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
1 0 3 1 平方メートル
- 5 表題部所有者として登記すべき者の名称及び住所
主たる事務所 男鹿市船越字船越 2 8 9 番地
名 称 善行寺